

決議案第2号

朝鮮民主主義人民共和国による弾道ミサイル発射及び核実験に抗議する決議

朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」という。）は、去る8月29日の弾道ミサイル発射に続き、9月15日の午前7時頃、再度の弾道ミサイルの発射を行った。

今回の弾道ミサイルも本道上空を通過したのち、襟裳岬の東方約2,000キロの洋上に落下した。

今回の発射も、北海道上空を通過する事態であり、これまでになく深刻かつ重大な脅威と、市民はもとより道民の生命を脅かすものとして不安の高まりのなか実行され、極めて許しがたい行為である。

また、今月3日には、水爆実験と主張する6回目の地下核実験が強行されるなど、北朝鮮のこうした行為は、8月5日に国連安全保障理事会で採択された安保理決議第2371号をはじめとする類似の安保理決議や、「国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらない」とした日朝平壤宣言に違反するものであり、断じて容認することはできない。

留萌市は「平和都市宣言」を掲げ、非核三原則の堅持と地球上から永久に核兵器が廃絶されることを強く願っており、留萌市議会は、北朝鮮に対し国際社会の平和と安定を脅かす行為を繰り返すことのないよう強く求めると同時に、依然として繰り返されるミサイル発射や核実験は、国際世論を顧みることのない挑発行為であり、断じて許されるものではなく、強く非難するとともに厳重に抗議する。

以上、決議する。

平成29年9月20日

留 萌 市 議 会